

※ 解答の記号は本問における難易度を示している。

A : 確実に取る B : A, C以外 C : 取れなくてもよい

第1問答案用紙<1>

(監査論)

問題1

問1 A

当時の我が国では、企業破綻の事例が相次ぎ、継続企業の前提について監査人が検討し報告することに対する社会の期待が高まっていた。また、当時、既に諸外国の監査基準は、これらを監査人に対して義務付けていた。そこで、期待ギャップを解消するとともに、監査基準の国際的調和を図る観点から、当該改訂で監査報告書において継続企業の前提に関する事項の記載が求められた。

問2① A 関連法令基準等 [監基報706:1]

当該重要な不確実性は、企業の存続が脅かされていることを示すものであり、利用者が財務諸表を理解する基礎として重要であるため、当該事項を強調し利用者の注意を喚起するために、監査報告書に追記することとなった。

問2② B 関連法令基準等 [監基報570:21]

当該重要な不確実性が認められる場合の記載を一層際立たせることへの利用者からの要請を理由として、強調事項としての追記とは別の独立した「継続企業の前提に関する重要な不確実性」区分を設けて記載することになっている。

問題2

問1① B 関連法令基準等 [監基報701:7, A41]

継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況が存在するが、継続企業の前提に関する重要な不確実性は認められないという結論に至るまでに監査人が検討した事項が、当年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断して監査上の主要な検討事項として決定したときには、当該事項を監査報告書に記載する。

問1② B 関連法令基準等 [監基報701:12, A41]

監査人は、監査報告書の「監査上の主要な検討事項」区分において、監査上の主要な検討事項として継続企業の前提に関して監査人が検討した事項の内容、財務諸表監査において特に重要であるため当該事項を監査上の主要な検討事項に決定した理由及び当該事項に対する監査上の対応を記載する。

第1問 答案用紙<2>

(監査論)

問2① A 関連法令基準等 [監基報720:16,17]

有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された継続企業の前提に関する事項は、その他の記載内容に該当する。そこで、監査人は、当該事項が適切に開示されていないことがその他の記載内容の重要な誤りであると判断した場合において、経営者に修正を要請しても監査役等へ報告しても修正されないときには、当該事項を監査報告書に記載する。

問2② A 関連法令基準等 [監基報720:21]

監査人は、監査報告書の「その他の記載内容」区分において、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断している旨を記載するとともに、有価証券報告書の「事業等のリスク」に記載された継続企業の前提に関する事項に含まれる重要な誤りの内容を記載する。

問題3① B

当該記載が企業存続を保証する個別の意見表明との誤解を招くことで期待ギャップを拡大させ、また、経営者に代わり監査人が最初の情報提供者となることで二重責任の原則に抵触し、監査人の責任が曖昧となることが想定される。

問題3② C

多数の企業の監査報告書に行われることになる定型的な文言の当該記載は、情報価値が低いだけでなく、重要な不確実性が認められる場合の記載が利用者の注意を喚起する効果を損ない、情報の有用性が低下することが想定される。

第2問 答案用紙<1>

(監査論)

問題1 B 関連法令基準等 [監基報320:A5]

原材料価格の高騰によって異常に落ち込む見込みの連結税引前利益を指標として採用した場合、重要性の基準値が前期に比して過度に小さくなり、監査の効率性が損なわれるおそれがある。そのため、過去数年間、安定的に推移し異常を含まない指標を選択する観点から重要性の基準値を決定する必要がある。		
指標	連結売上高	連結総資産額

問題2

問1 B

肯定的な側面としては、承認等の統制手続が削減されることによるコスト削減や意思決定の迅速化が挙げられる。否定的な側面としては、統制環境が脆弱になり、特定個人が内部統制を無視又は無効化する可能性が挙げられる。
--

問2 B

棚卸資産の評価は、経営者の判断や見積りを伴うことから、特定個人による主観性や経営者の偏向といった固有リスク要因の影響を受けることで固有リスクが高くなりやすい。また、特定個人が支配する内部統制システムでは、他者からの牽制が不十分となり、棚卸資産の評価に係る重要な虚偽表示を防止又は適時に発見・是正することが困難となることで統制リスクも高くなりやすい。
--

第2問 答案用紙 < 2 >

(監査論)

問題3

問1 B 関連法令基準等 [監基報500:8]

IT全般統制の不備によりシステムから出力された明細表の信頼性が懸念されるため、明細表の網羅性と正確性の検証のために、明細表とその基礎資料である在庫一覧を照合し、また、これらと商品の入庫日を示す納品書を照合する。

問2 B 関連法令基準等 [監基報500:7]

監査人が当該鑑定評価書を利用する場合、その監査証拠としての十分性及び適切性を評価するために、当該専門家の適性、能力及び客観性やその業務の内容、鑑定方法や鑑定結果の適合性及合理性を考慮すべきである。特に、当該専門家が代表取締役社長と旧知の仲にあり、その客観性に懸念がある場合には、監査人は、他の不動産鑑定士に鑑定業務を依頼することを含め、当該不動産の評価に関する他の情報を収集する等の追加的な対応をとるべきである。

問題4 A 関連法令基準等 [監基報705:A1, A9]

まず、現地監査チームによる棚卸立会ができず、代替手続としてグループ監査チームが直接立会を行うこともできないため、会社が得ている情報が全て提供されているとしても、十分かつ適切な監査証拠を入手できないことによる監査範囲の制約があると判断する。次に、当該棚卸資産残高が連結総資産に占める割合は大きく、また、その10%程度実在しないのみで損失計上すると赤字に転落することになるため、当該制約が連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要かつ広範であると判断する。そこで、意見を表明しないこととする。